

**【注意事項】住宅リフォーム助成事業の申請等に係る添付書類について**

**【見積書】**

○一式とはせず、リフォームの内容が分かるような明細を添付してください。

**【位置図】**

○住宅地図（ゼンリン地図）など、周辺の状況が分かるものをご用意いただき、申請者の住宅の位置を蛍光ペン等による色付け又は○囲みをされてからご提出ください。

**【間取り図】**

○住宅の構造が分かる図面をご用意いただき、リフォームする箇所を色づけし、リフォームがどのような内容かを記載してご提出ください。

例：床の張替、壁の張替など

○写真を撮影した方向と番号を記載し、写真と照合できるようにしてください。

**【着工前写真】**

○リフォーム内容が内装・外装を問わず、玄関が入った外観の全景が分かるものを必ず1枚提出してください。

○撮影した写真に番号を付けて、間取り図と照合できるようにしてください。

○外壁をリフォームする場合は、リフォームする壁面が分かるように、全方位から撮影し（4面なら4枚）、提出してください。

○リフォームする箇所ごとに、現在の状況の詳細が確認できる写真を提出してください。

**【施工中写真】※完了報告書添付**

○施工中であることが分かる写真を提出してください。

**【完了写真】※完了報告書添付**

○写真の撮影方向は、申請時に撮影した写真と比較できるよう、同じ方向から同じ枚数を撮影し、提出してください。

**【住所・税納付状況・固定資産税台帳確認に関する同意書の委任状】**

○代理人欄は、リフォーム事業の申請者を記入してください。

○委任者欄は、リフォームする住宅に同居し、住民票のある世帯員全員を記入してください。ただし、高校生以下の記入は不要です。